

消防用機器等に係る基準・規格・認証制度の概要

資料3-3⑫

法第17条の「消防用設備等」と法第21条の2の「消防用機械器具等」との関係

設備の一部である「機械器具等」について省令で「技術上の規格」を規定

→ 製造・流通段階で「検定」を実施

			検定対象機械器具等（法第21条の2）													
			消火器	消火器 用消火 薬剤	泡消火 薬剤	消防用 ホース	差込式 又はね じ式の 結合金 具	感知器 又は発 信機	中継器	受信機	漏電火 災警報 器	閉鎖型 スプリン クラー ヘッド	流水検 知装置	一斉開 放弁	金属製 避難は しご	緩降機
消防用設備等（法第17条）	消火設備	消火器	●	●												
		簡易消火用具														
		屋内消火栓設備				●	●									
		スプリンクラー設備				補助散水栓	補助散水栓				閉鎖型	●	開放型			
		水噴霧消火設備										●	●			
		泡消火設備			●							●	●			
		不活性ガス消火設備														
		ハロゲン化物消火設備														
		粉末消火設備														
		屋外消火栓設備				●	●									
	動力消防ポンプ設備				●	●										
	警報設備	自動火災報知設備						●	●	●						
		ガス漏れ火災警報設備							●	●						
		漏電火災警報器								●						
		消防機関へ通報する火災報知設備						MM式	MM式	MM式						
		非常警報器具														
	避難設備	非常警報設備														
		避難器具													●	●
	消防用水	誘導灯及び誘導標識														
		—														
消火活動上必要な施設	排煙設備															
	連結散水設備									閉鎖型						
	連結送水管				階数11以上	階数11以上										
	非常コンセント設備															
	無線通信補助設備															

建築物等に付着した「設備」について、省令・告示で「技術上の基準」を規定

建築物等に付着した「設備」について、省令・告示で「技術上の基準」を規定

→ 設置段階で消防機関が適合性を検査

消防用機器等に関する認証制度の概要

平成22年6月現在

	検定 	自主表示 	認定 	鑑定 
根拠条文	消防法第21条の2 (マーク) 消防法施行規則別表第三	消防法第21条の16の2 (マーク) 消防法施行規則別表第四	消防法第17条の3の2 消防法施行規則第31条の4 (マーク) 平成12年消防庁告示第19号	消防法第21条の36 (マーク) 根拠規定なし
制度の概要	- 日本消防検定協会又は登録検定機関が、規格省令に適合することを検査し、合格の表示。 - 合格表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止。	- 製造事業者が自ら、規格省令に適合することを検査し、適合している旨の表示。 - 適合表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止。	- 登録認定機関が、省令・告示に定められている技術基準に適合することを認定し、適合している旨の表示。 - 消防機関による消防設備等の設置時検査において、必要な技術基準に適合しているとみなされ、建物関係者による作動試験結果報告書等の提出が不要。	消防法上、日本消防検定協会の業務の一つとして規定。(法的効果については、特段の規定なし)
実施主体	日本消防検定協会 又は登録検定機関 (登録検定機関は現在のところなし)	製造事業者 (※規格省令への適合は、実態上、日本消防検定協会が、製造事業者からの依頼に基づく受託試験で確認)	登録認定機関 (日本消防設備安全センター、日本消防検定協会、日本電気協会など7機関)	日本消防検定協会
対象品目	・消火器 ・閉鎖型スプリンクラーヘッド ・感知器・発信機 など14品目 消防製品に特有な基幹的な機械器具等	・動力消防ポンプ ・消防用吸管 2品目 消防製品に特有な基幹的な機械器具等のうち、主として消防機関が使用するもの	・スプリンクラー配管継手 ・スプリンクラーポンプ ・非常電源 など37品目 一定の用途及び規模の建物に設置義務がある消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	・住宅用火災警報器 ・エアゾール式簡易消火器 ・消火器用圧力計 など19品目 省令・告示等に技術基準が定められている機械器具等のうち、検定対象品目の消耗部品や類似品等

消防用機械器具等の検定

消防法第21条の2

○ 消防用機械器具等のうち、一定の性能等を有することについて、あらかじめ検査を受ける必要性の高いもの(14品目)を対象として、「検定」を実施。

※火災等の非常時のみ使用するため、使用者には、事前の性能チェックが困難。

火災等において正常に作動しない場合、消防活動に重大な支障。

○ 検定の合格表示が付されていない検定対象機械器具等は、販売や陳列、工事使用等を禁止。

検定対象機械器具等の範囲(消防法施行令37条)

※消防用設備等の基幹的な部品や、試験により再使用が不能になる品目等を対象。

<消火設備>

- ・ 消火器
- ・ 消火器用消火薬剤
- ・ 泡消火薬剤
- ・ 消防用ホース
- ・ 消防用ホースの結合金具
- ・ 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- ・ 流水検知装置
- ・ 一斉開放弁

← スプリンクラー設備・
水噴霧消火設備・
泡消火設備

<警報設備>

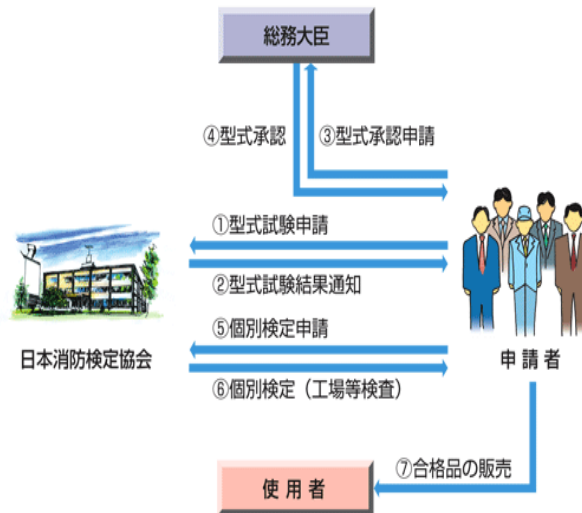
- ・ 感知器・発信機
- ・ 中継器
- ・ 受信機
- ・ 漏電火災警報器

← 火災報知設備・
ガス漏れ火災警報設備

<避難設備>

- ・ 金属製避難はしご
- ・ 緩降機

(計14品目)



- ・ 検定は次の2段階で実施。
「型式承認」(型式が規格に適合していることを確認)
「個別検定」(個別の製品が、型式承認を受けた形状等と同一であることを確認)
- ・ 検定実施機関は、日本消防検定協会又は登録検定機関(現在、登録なし)。

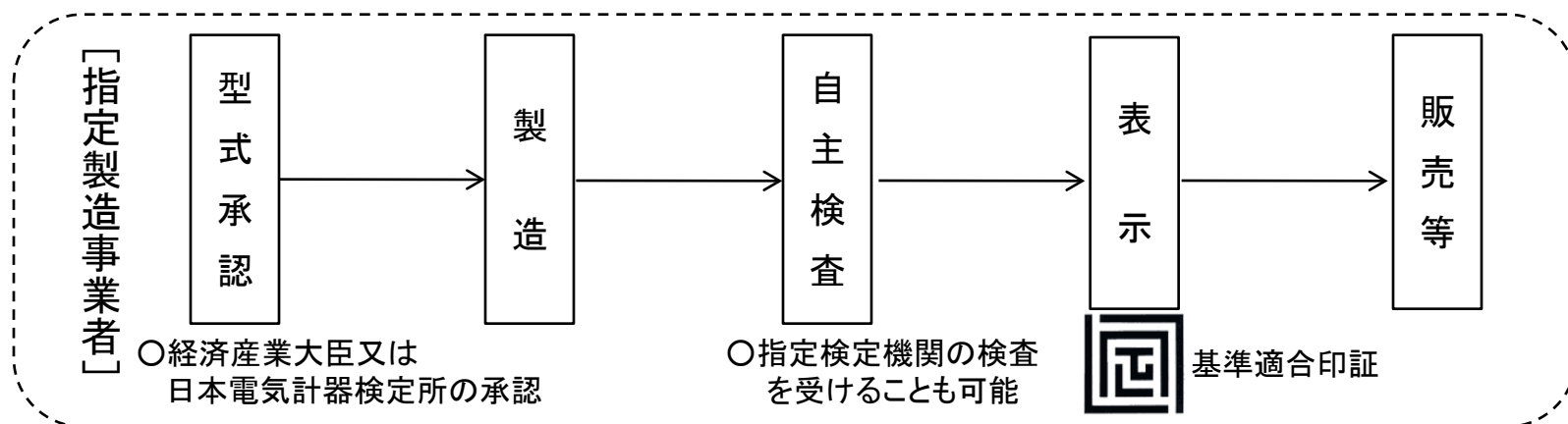
○ 実施件数(19~21年度)

	19年度	20年度	21年度
型式試験 (件)	302	267	183
個別検定(千個)	21, 749	19, 866	18, 540

(参考①) 他法令(計量法)における「自主検査」の導入例

- 電力量計やタクシーメーター等の特定計量器については、製造事業者(全国約2,600事業所)は国への届け出が必要であるとともに、個別検定を受けることが原則(型式承認を受けたものについては個別検定の一部の試験を省略可)。
- 特定計量器の製造事業者のうち、特に十分な品質管理を有する指定製造事業者については、型式承認のみを義務化し、個々の製品についてはメーカーによる自主検査を認めている。

※指定製造事業者:工場毎に品質管理の方法等につき都道府県知事又は日本電気計器検定所の検査を受けた上で、経済産業大臣に申請の上、指定を受ける。(全国約160事業所)



(参考②) 消防用機械器具等の検定業務に関する民間参入促進の取組経緯

- 昭和61年度 日本消防検定協会の民間法人化、指定検定機関制度の導入
- 平成14年度 指定検定機関制度における公益法人要件の廃止
- 平成16年度 指定検定機関制度から登録検定機関制度への移行
検定業務を従来の1区分から、特殊消防用設備等の性能評価を含め、4区分(性能評価のほか、消火器具、警報器具、避難器具の区分)に業務を類型化し、各区分ごとに登録できるよう改正

消防用機械器具等の鑑定

消防法第21条の36

日本消防検定協会の業務の一つとして、消防用機械器具等の「鑑定」を規定。

➡ 日本消防検定協会は、消防用機械器具等が省令・告示等に定められている技術基準に適合しているか否かについて、製造業者等の依頼に基づいて、「鑑定」を実施。

1. 鑑定実施品目

- ① 検定品目の消耗部品
 - ・ 消火器用圧力計 等
- ② 検定品目の類似品
 - ・ スプレー型簡易消火器具 等
- ③ 住宅向けの消防用製品
 - ・ 住宅用火災警報器 等



△スプレー型簡易消火器具



△住宅用火災警報器

計 19品目（平成22年4月現在）

2. 実施件数（19～21年度）

	19年度	20年度	21年度
型式鑑定（件）	154	96	106
個別鑑定（千個）	21, 796	30, 363	24, 997

「事業仕分け」の評価結果及び取りまとめコメント (平成22年5月24日)

(1) 検定業務

〔評価結果〕

- ・自主検査の導入、実質的な民間参入ができるよう見直しを行う。

〔とりまとめコメント〕

具体的な意見として、手数料水準を下げるべきという点もあるが、手数料水準を下げることで、かえって民間を圧迫する可能性もあるので、手数料水準のあり方について検討すべきであるとの意見や、積立金は国に還元すべきであるとの意見があった。

検定のあり方については、サンプル調査であるにもかかわらず、全個数に検定済みのシールを貼付していることが問題視されている。サンプル調査であることの表示をきちんと行うこと等の見直しをするべき、との意見が述べられている。

当WGとしては、以上の点も踏まえて、自主検査の導入に向けて努力する、実質的に民間参入がないのであれば参入できるよう、見直しを行うという結論とする。

(2) 鑑定業務

〔評価結果〕

- ・事業の廃止。

〔とりまとめコメント〕

設置義務のない消火器については「検定」である一方、(財)日本防火協会で婦人防火クラブ等を動員して平成23年度までの設置を急いで行っている住宅用火災警報器について「鑑定」であるという、制度上の疑問が議論の中で指摘された。

民間の参入、製造時の自主検査を導入・拡大していくという前提で、事業の廃止を結論とさせていただく。